



平成 29 年 4 月 26 日

各位

東京都港区芝 5 丁目 3 3 番 1 号  
会社名：森永乳業株式会社  
代表者名：代表取締役社長 宮原道夫  
(コード番号 2264 東証第一部)  
問合せ先：総務部長 柴田謙治  
(TEL 03-3798-0111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 94 回定時株主総会（以下「本株主総会」）における株主のみなさまのご承認を条件に、定款の一部変更を実施することを決定いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 本日別途開示のとおり、当社は、本株主総会において単元株式数変更に係る議案を付議する予定です。かかる単元株式数変更は、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更するために行うものであり、これに伴い、単元株式数を 100 株に変更するものであります。

(2) 本日別途開示のとおり、当社は、本株主総会において株式併合に係る議案を付議する予定です。かかる株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合（5分の1）に応じて発行可能株式総数を7億2千万株から1億4千4百万株に変更するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7億2千万株</u> とする。 第6条 (省略) (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。  <新設>	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億4千4百万株</u> とする。 第6条 (現行どおり) (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。  附則 (効力発生日) <u>本定款第5条および第7条の変更の効力発生日は、平成29年6月29日開催の第94期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。</u>

## 3. 日程

- ・平成29年6月29日(予定)
- ・平成29年10月1日(予定)

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

## 4. その他

本日別途、「単元株式数の引下げ、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」を開示しております。

以上